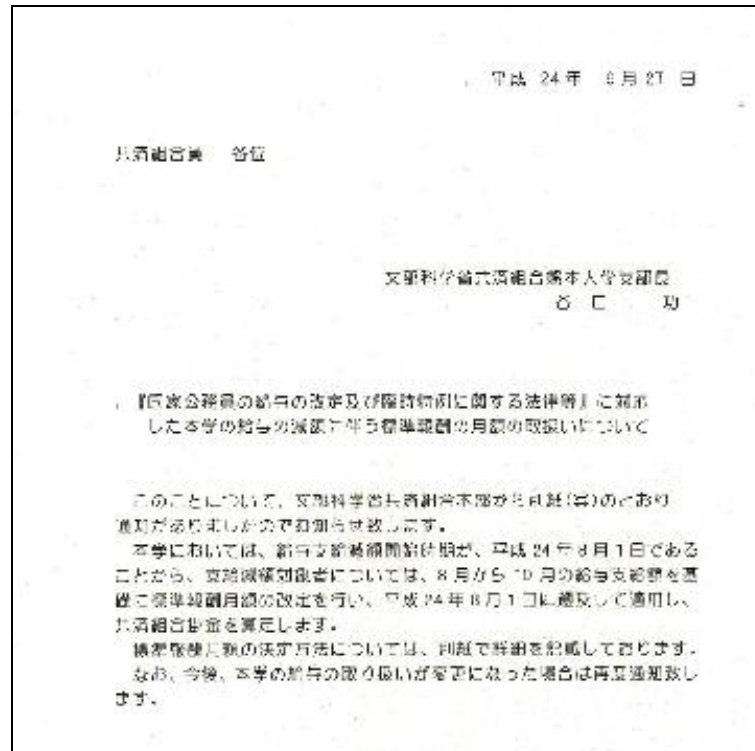


文部科学省共済組合掛金の算定について

熊本大学の教職員（共済組合員）の皆さんには、9月27日に文部科学省共済組合熊本大学支部長（谷口功学長）から「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律等に伴う標準報酬の月額の見直しについて」が通知されています。



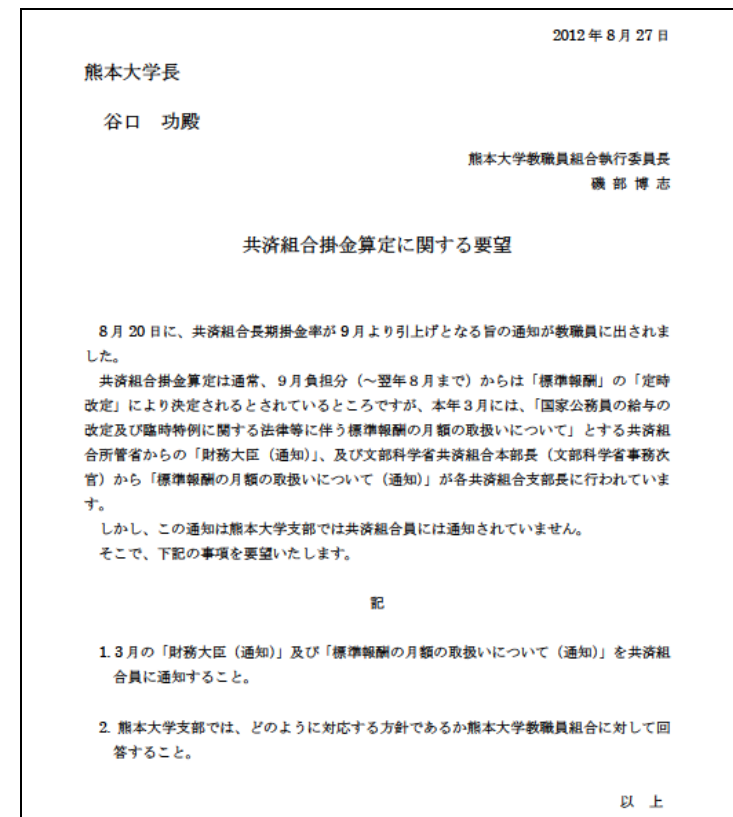
これは、3月1日の財務大臣から文部科学省共済組合代表者への通知、また3月2日の文部科学省共済組合本部長（文部科学事務次官）から文部科学省共済組合各支部長への通知に対応したものです。例年の場合、共済組合の掛金（「標準報酬月額」）は4月～6月の給与の平均に基づいて算出されますが、「臨時特例」に基づく減額は大幅なものであることを配慮して特別に掛金を減額するものです。本学の場合、8月～10月の給与の平均に基づいて掛金を算出し、8月1日に遡及して掛金が減額されることとなります。

【解説】

共済組合の掛金は、月々に支払われる給与（通勤費を含む）から算定される「標準報酬月額」と、ボーナスから算定される「標準期末手当」との二つによって構成されています。今回の通知が対象としているのは、「標準報酬月額」の決定です。上記のように、例年は4月～6月の3ヵ月間の給与の平均額が「標準報酬月額」とされ、対応する等級によって掛金額が決定されます。決定された「標準報酬月額」は、著しい変動が

あった場合=2等級以上の差が3か月間継続した場合には変更できますが、20等級の方の場合を例にあげると、2等級以上の差とは、月額4万円以上の変動が必要です。

こうした算定以外に、厚生年金・協会健保（民間会社員など適用）では「標準報酬月額」算定の特例として保険者算定を行なうことができます。従来は、①給与の遅配や遡り昇給、②休職、③ストライキの3つの場合に認められていましたが、2011年3月の法改正によって、より実態に即した取扱いになるよう4月～6月までの報酬額がその他の時期と比較して著しく変動するような場合にも、保険者算定を行なうことができるようになりました。今回の通知は、この保険者算定に照応したものです。



熊本大学教職員組合は、8月27日に要望書を提出し、①3月に出された財務大臣からの通知、
(裏面につづく)

赤煉瓦	熊本大学教職員組合	
	No.8 2012. 9. 28	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp http://union.kumamoto-u.ac.jp/

共済組合本部長からの通知の存在を共済組合員に通知すること、②熊本大学支部ではどのように対応する方針であるかを回答することを学長に求めました。9月4日に使用者から組合に回答があり、そこでの意見交換を経て共済組合員への通知が出されています。

本学の場合、運営費交付金の削減額が確定した時点で再交渉することになっており、いまだ正式には給与の減額が決定されていません。給与の減額が正式に決定した場合には、その額に応じて再度、掛金の見直しが行なわれます。正式に給与減額が行なわれていないとはいえ、8月の給与から大幅な減額支給が行なわれていますので、今回の通知の対応は必要なものと組合は考えます。

熊本大学教職員組合は、今後もすべての教職員に不利益が生じないように、注意深く活動を続けていきます。